

令和7年(2025年)12月1日
子ども文教委員会資料
子ども教育部児童福祉課

(第127号議案)

中野区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）の改正に伴い、下記の通り規定の改正を行う。

2 改正内容

- (1) 地域限定保育士制度の一般制度化に伴い、第18条の記載を改める
- (2) 第21条に定める児童指導員の資格を追加する
- (3) その他所要の改正

3 新旧対照表

改正案	現行
第1条～第12条 (略) (虐待等の禁止) 第13条 一時保護施設の職員は、入所している児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第1条～第12条 (略) (虐待等の禁止) 第13条 一時保護施設の職員は、入所している児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第14条～第17条 (略) (職員) 第18条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かなければならぬ。	第14条～第17条 (略) (職員) 第18条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託す

	る一時保護施設にあっては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことがある。
2～4 (略)	2～4 (略)
第19条・第20条 (略) (児童指導員の資格)	第19条・第20条 (略) (児童指導員の資格)
第21条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(3) (略) <u>(3)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定することも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (4)～(10) (略)	第21条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。 (1)～(3) (略) (4)～(10) (略)
第22条～第35条 (略) 附 則 (略)	第22条～第35条 (略) 附 則 (略)
<u>附 則</u> <u>この条例中第13条及び第18条第1項の改正規定は公布の日から、その他の規定は令和8年3月1日から施行する。</u>	